



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

| 目次 | (取扱課室名) | ページ |
|---|---------|-----|
| ○ 規則 | | |
| *41 栄養士法施行細則の一部を改正する規則 | (健康推進課) | 1 |
| ○ 教育委員会規則 | | |
| *18 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 | | 6 |
| *19 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 | | 6 |
| ○ 告示 | | |
| 1478 地籍調査の成果の認証 | (地域政策課) | 6 |
| 1479 " | (") | 7 |
| 1480 " | (") | 7 |
| 1481 " | (") | 7 |
| 1482 " | (") | 8 |
| 1483 " | (") | 8 |
| 1484 " | (") | 8 |
| 1485 " | (") | 9 |
| 1486 一般競争入札による落札者の決定 | (医務課) | 9 |
| 1487 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 | (商工振興課) | 10 |
| 1488 木材業者等の登録 | (林業振興課) | 10 |
| 1489 保安林予定森林 | (森林整備課) | 10 |
| 1490 保安林の指定施業要件の変更 | (") | 11 |
| 1491 林業種苗生産事業者の登録 | (") | 11 |
| 1492 道路の区域変更 | (道路保全課) | 11 |
| 1493 道路の供用開始 | (") | 12 |
| ○ 人事委員会告示 | | |
| 8 平成29年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施 | | 12 |

規 則

和歌山県規則第41号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和29年和歌山県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第1条関係)

| | |
|-------|-------|
| 登録番号 | 第 号 |
| 登録年月日 | 年 月 日 |

※太枠内は記載しないこと

| |
|-------------------------|
| 和歌山県証紙貼付欄 (5,600円) |
|-------------------------|

年 月 日

栄 養 士 免 許 申 請 書

和歌山県知事 様

栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第1条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

| |
|--|
| 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 (有の場合にあっては、その罪、刑及び刑の確定年月日を記入すること。) |
| 有 ・ 無 () |
| 2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 (有の場合にあっては、違反の事実及び年月日を記入すること。) |
| 有 ・ 無 () |

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| 本籍地 都道府県名 (国 籍) | 都 道 府 県 |
| 住所 | (〒 -) |
| ふりがな | |
| 氏名 | 印 生年月日 年 月 日 |
| 電話番号 | - - 養成施設の 卒業年月 年 月 |

添付書類

- 1 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設の卒業証明書
 - 2 栄養士課程単位履修証明書
 - 3 戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は本籍地を記載した住民票の写し(外国籍の者は、国籍を記載した住民票の写し。ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証明する書類の写し)
- ※ いずれも発行の日から6か月以内のものに限る。

備考

- 1 和歌山県証紙は、消印をしないこと。
- 2 氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、戸籍に記載されたとおり記入すること。

別記第2号様式 (第2条関係)

和歌山県証紙貼付欄
(3, 200円)

年 月 日

栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請書

和歌山県知事 様

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 住所 | (〒 -) | 電話番号 | - - |
| ふりがな | | 印 | 生年月日 |
| 氏名 | | | 年 月 日 |

下記のとおり変更しましたので、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第3条第1項及び第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

| | | | |
|---------------------|------------------|---------------------|-------|
| 登録免許番号 | 第 号 | 登録年月日 | 年 月 日 |
| 旧本籍地 (都道府県名又は国籍) | | 新本籍地 (都道府県名又は国籍) | |
| ふりがな | | ふりがな | |
| 旧氏名 | | 新氏名 | |
| 変更の理由 | 婚姻 ・ 転籍 ・ その他() | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | | |

添付書類

- 1 栄養士免許証
- 2 戸籍抄本又は戸籍謄本(外国籍の者は、国籍を記載した住民票の写し。ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証明する書類の写し)

※ いずれも発行の日から6か月以内のものに限る。

備考

- 1 和歌山県証紙は、消印をしないこと。
- 2 氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、戸籍に記載されたとおり記入すること。

別記第3号様式 (第3条関係)

| | |
|-------|-------|
| 抹消年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

※太枠内は記載しないこと

年 月 日

栄養士名簿登録抹消申請書

和歌山県知事 様

| | | | |
|-------|--------|------|------------|
| 住所 | (〒 -) | 電話番号 | - - |
| ふりがな | | 印 | 本人との 続柄 |
| 申請者氏名 | | | |

下記の者について、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第4条第1項(第3項)の規定により栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

記

| | | | |
|-------------------------|-------------------|-----------------|-------|
| 登録免許番号 | 第 号 | 登録年月日 | 年 月 日 |
| ふりがな | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 氏名 | | | |
| 本籍地 都道府県名 (国籍) | | 抹消理由の 生じた年月日 | 年 月 日 |
| 抹消の理由 (該当する理由に○をつける) | 死亡 ・ 失踪 ・ その他 () | | |

添付書類
栄養士免許証

備考

- 1 申請者氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
- 2 氏名は、戸籍に記載されたとおり記入すること。

別記第4号様式 (第4条関係)

和歌山県証紙貼付欄
(3,600円)

年 月 日

栄養士免許証再交付申請書

和歌山県知事 様

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 住所 | (〒 -) | 電話番号 | - - |
| ふりがな | | 印 | 生年月日 |
| 氏名 | | | 年 月 日 |

下記理由により栄養士免許証の再交付を受けたいので、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、亡失した栄養士免許証を発見したときは、速やかに提出いたします。

記

| | | | |
|--------------------------|--------------|-------|-------|
| 登録免許番号 | 第 号 | 登録年月日 | 年 月 日 |
| 再交付の理由 (該当する理由に○をつける) | 破損 ・ 汚損 ・ 亡失 | | |

添付書類

栄養士免許証(破損又は汚損の場合に限る。)

備考

- 1 和歌山県証紙は、消印をしないこと。
- 2 氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、戸籍に記載されたとおり記入すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の栄養士法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第18号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月8日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第19号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月8日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1478号

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成27年4月15日から平成29年3月16日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区

5 認証年月日

平成29年11月21日

和歌山県告示第1479号

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

平成24年4月17日から平成26年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野の一部地区

5 認証年月日

平成29年11月21日

和歌山県告示第1480号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年3月30日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区

5 認証年月日

平成29年11月21日

和歌山県告示第1481号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年3月30日まで

- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年11月21日

和歌山県告示第1482号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年11月21日

和歌山県告示第1483号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月1日から平成29年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年11月21日

和歌山県告示第1484号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月1日から平成29年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年11月21日

和歌山県告示第1485号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月1日から平成29年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年11月21日

和歌山県告示第1486号

平成29年度医療情報システム（電子カルテ）導入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成29年度医療情報システム（電子カルテ）導入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立こころの医療センター事務局業務課
有田郡有田川町庄31番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社富士通マーケティング和歌山支店
和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号 阪和第一ビル

- 5 落札金額
87,480,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,480,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年10月3日

和歌山県告示第1487号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ和歌山北店
和歌山県和歌山市狐島588-1
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成29年和歌山県告示第943号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年12月8日から平成30年1月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1488号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 木材登録番号 | 製材登録番号 | チップ登録番号 | 登録年月日 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 業務の態様 | 営業所又は工場の所在地 |
|--------|--------|---------|------------|----------------------|------------------------|-------|----------------------|
| 7015 | | | 平成29.11.20 | 大阪府大阪市西区阿波座一丁目13番16号 | 松本林業株式会社 代表取締役 松本吉正 | 木材 | 大阪府大阪市西区阿波座一丁目13番16号 |

和歌山県告示第1489号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字櫛本941の2（次の図に示す部分に限る。）、943、950の1

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1490号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1491号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 登録番号 | 生産事業者 | | 生産事業の内容 | | | | 事業所 | |
|------|--------|--------------|---------|-----|-------|------------|-------------|--------------|
| | | | 種 穂 | | 苗 木 | | | |
| | 氏名又は名称 | 住 所 | 採 種 | 精 選 | 幼苗の育成 | 幼苗以外の苗木の育成 | 名 称 | 所 在 地 |
| 8779 | 前田祐里 | 新宮市佐野一丁目1-32 | ○ | ○ | ○ | ○ | 前田商行株式会社事務所 | 新宮市船町一丁目1-15 |

和歌山県告示第1492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|--|------|--------------------|------------|-----|
| 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字伏拜90番地先から同町大字那智山字伏拜88番1地先まで | 旧 | 7.30 ） 18.00 | 96.00 | |
| 同上 | 新 | 7.30 ） 14.60 | 100.00 | |

和歌山県告示第1493号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字伏拜90番地先から同町大字那智山字伏拜88番1地先まで

供用開始の期日 平成29年12月8日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

平成29年12月8日

和歌山県人事委員会事務局長 福田良輔

平成29年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

- 1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び職務内容等

＜育休任期付職員採用試験＞

| 試験区分 | 勤務地区分 | 採用予定人員 | 勤務地及び主な職務内容 |
|------|-------|--------|--------------------|
| | 和歌山A | 7人程度 | 本庁又は和歌山県税事務所における事務 |
| | 和歌山B | 1人程度 | 和歌山県立自然博物館における事務 |

| | | | |
|------|-----|------|---------------------------------------|
| 一般事務 | 紀北 | 1人程度 | 那賀振興局農林水産振興部における事務 |
| | 紀中 | 2人程度 | 有田振興局健康福祉部又は農林水産振興部における事務 |
| | 西牟婁 | 1人程度 | 西牟婁振興局健康福祉部における事務 |
| | 東牟婁 | 1人程度 | 東牟婁振興局農林水産振興部における事務 |
| 農業 | 和歌山 | 1人程度 | 海草振興局農林水産振興部における農業振興業務 |
| | 紀北 | 1人程度 | 和歌山県農林大学校における農業教育、研修等に関する業務 |
| 林業 | 和歌山 | 1人程度 | 本庁における林業研究、「山の恵み」活用事業、特用林産物生産統計調査等の業務 |
| | 西牟婁 | 1人程度 | 和歌山県林業試験場における森林・林業に関する試験研究業務 |

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

| 試験区分 | 勤務地区分 | 採用予定人員 | 勤務地及び主な職務内容 |
|------|-------|--------|-------------|
| 一般事務 | 和歌山 | 2人程度 | 本庁における事務 |

申し込むことができる試験区分は1つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

| 勤務地区分 | 勤務地の範囲 |
|-------|------------------|
| 和歌山 | 和歌山市、海南市、海草郡 |
| 紀北 | 橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡 |
| 紀中 | 有田市、御坊市、有田郡、日高郡 |
| 西牟婁 | 田辺市、西牟婁郡 |
| 東牟婁 | 新宮市、東牟婁郡 |

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の日時、試験地及び合格発表

| | 試験日 | 試験地 | 合格発表 |
|-------|-----------------------|-------------|--|
| 第1次試験 | 平成30年1月21日（日） 午後1時 | 和歌山市 田辺市 | 平成30年1月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。 |
| 第2次試験 | 平成30年2月上旬 | 和歌山市 | 平成30年2月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。 |

4 試験の方法及び内容

| | 種目 | 配点 | 内容 | 試験時間 |
|-------|---------------|------|--|--------|
| 第1次試験 | 教養試験 (択一式) | 300点 | 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 | 1時間30分 |
| | 適性検査 | | 通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。 | |
| 第2次試験 | 面接試験 | 420点 | 人物、能力、性格等についての個別面接 | |

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において教養試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で可否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

<申込用紙の配布場所>

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 各振興局地域振興部総務県民課
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局申本建設部総務用地課

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成29年12月15日（金）午前10時から平成30年1月5日（金）午後4時までの間に受信したものを

受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成29年12月15日（金）から受付を開始し、平成30年1月5日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは、受験することができない場合がある。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね平成30年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

| 試験区分等 | 勤務時間 | 休日 |
|---|--------------------|--|
| 一般事務（和歌山A・紀北・紀中・西牟婁・東牟婁） 農業（和歌山・紀北） 林業（和歌山・西牟婁） | 午前9時から午後5時45分まで | 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始 |
| 一般事務（和歌山B） | 午前8時30分から午後5時15分まで | 月曜日、日曜日又は土曜日、年末及び年始 |

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね2か月以上1年以内

なお、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間及び休日

| 試験区分等 | 勤務時間 | 休日 |
|-------|------|----|
| | | |

| | | |
|-----------|-----------------------------|-------------------|
| 一般事務（和歌山） | 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分 | 日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始 |
|-----------|-----------------------------|-------------------|

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成29年4月1日現在）であるが、育休任期付職員については経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

| 試験区分 | 給料月額 | 適用給料表 |
|---|----------|-------------------------|
| 育休任期付職員 一般事務（和歌山A・和歌山B・紀北・紀中・西牟婁・東牟婁） 農業（和歌山・紀北） 林業（和歌山・西牟婁） | 150,500円 | 行政職給料表 |
| 任期付短時間勤務職員 一般事務（和歌山） | 74,440円 | 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表 |

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

| 試験の種類 | 請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 |
|-------|---------------|--|--|
| 第1次試験 | 第1次試験 不合格者 | 得点及び順位 | 合格発表の日から1か月 （日曜日、土曜日及び祝日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで |
| 第2次試験 | 第2次試験 受験者 | (1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位 | |

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。